

(諮 問 案)

地方制度調査会会長 殿

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

地方制度調査会設置法（昭和27年法律第310号）第2条の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮 問

個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等について、調査審議を求める。